

令和7年度 第5回経営協議会（書面審議）議事要旨

日 時 令和8年1月14日（水）【文書送付日付】

回答者 （学外委員） 潮谷委員、菅谷委員、武田委員、戸上委員、中尾委員、
宮島委員、山口委員、山田委員

（学内委員） 野出学長、大島委員、鯉川委員、青木委員、野口委員、
田中委員、西郡委員

令和8年1月14日付書面会議による審議の結果は以下のとおりであった。

【 審議事項 】

- (1) 国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程の一部改正について（ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの時間給の引上げ、並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の時間給決定方法の見直し）

本件は、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントについて、令和8年度からの臨時職員（統一単価）及び学生アルバイトの時間給や時間給引上げ額を考慮し、時間給の額の引上げを行うこと、また学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、必要な人材を確保できるよう、臨時職員給与規程に定める基準で個別に算出する方法から一律の時間給とする単価方式へ見直し、ベースアップも行うことについて審議するもの。

経営協議会委員全員から「了承する」旨の回答があり、了承された。

- (2) （医学部医学科入学定員の変更に伴う）佐賀大学学則の一部改正について

本件は、令和8年度の医学部医学科の入学定員について、地域の医師確保等の観点から令和7年9月11日付けで収容定員変更の設置計画書を文部科学省へ提出し、大学設置・学校法人審議会において審査の結果、3名の臨時定員増が認められたため、佐賀大学学則の一部改正を行うことについて審議するもの。

経営協議会委員全員から「了承する」旨の回答があり、了承された。

- (3) 役職員宿舍跡地について

本件は、令和5年11月29日役員会において令和8年度末廃止が決定している役職員宿舍（大和町、鍋島、八戸溝、一本杉）の廃止後の跡地について、売却の方針とすることを審議するもの。

経営協議会委員全員から「了承する」旨の回答があり、了承された。

- (4) 国立大学法人佐賀大学 第4期中期計画の変更について

本件は、役職員宿舍を廃止し、跡地を売却する計画、医学部臨時定員増による収容定員の変更及びコスメティックサイエンス学環設置による収容定員の変更に伴う第4期中期計画の変更について審議するもの。

経営協議会委員全員から「了承する」旨の回答があり、了承された。

(5) 令和7年度国立大学法人佐賀大学補正予算（案）について

本件は、令和7年度予算について、収入・支出見込みに変更を行う必要が生じたため、補正予算を編成することについて審議するもの。

経営協議会委員全員から「了承する」旨の回答があり、了承された。

(6) 令和8年度佐賀大学予算編成の方針（案）について

本件は、本学の令和8年度予算編成の方針、令和8年度予算編成の基本的な考え方や方針について審議するもの。

経営協議会委員全員から「了承する」旨の回答があり、了承された。

【 報告事項 】

(7) コスメティックサイエンス学環設置に伴う佐賀大学基本規則の改正について

令和8年4月1日コスメティックサイエンス学環設置に伴い、佐賀大学基本規則の第23条にコスメティックサイエンス学環について規定することについて報告があった。

以上